中小企業の活性化に関する条例の制定に伴う意見募集を行います

川崎の中小企業は、事業所数の99.6%、従業者数の76.9%など市内の大半を占め、地域社会に欠かせない存在であるとともに、新たなサービスの創造や新事業創出など地域の雇用創出、地域経済の発展にも大きく貢献しています。

本市において、こうした中小企業に対する基本姿勢を明確に定め、行政、事業者、市民の協力 関係の中で、地域経済の発展を目指していくため、中小企業の活性化に関する条例の制定に向け た検討を行ってまいりました。

このたび、基本となる考え方がまとまりましたので、次のとおり市民の皆様からの御意見を募集いたします。

1 意見を募集する事案

中小企業の活性化に関する条例制定の基本的な考え方

2 意見の募集期間

平成27年9月10日(木)から平成27年10月9日(金)まで

※郵送の場合、10月9日必着とします。

※持参の場合、土日祝日を除く8時30分から12時、13時から17時15分の時間帯でお持ちください。

3 資料の閲覧場所

- (1) 川崎市役所第3庁舎2階(かわさき情報プラザ)
- (2) 各区役所(市政資料コーナー)
- (3) 川崎市ホームページ「意見公募(パブリックコメント)」

4 意見の提出方法

電子メール (専用フォーム)、FAX、郵送、持参のいずれかによる提出

※意見書の書式は自由ですが、「御意見」とともに、必ず「題名」、「氏名(法人または団体の場合は名称及び代表者の氏名)」、「連絡先(電話番号、FAX番号、住所及びメールアドレス)」を明記してください。

5 閲覧資料

(仮称) 川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例(案)の概要

6 問い合わせ先・意見提出先

川崎市経済労働局産業政策部企画課

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 10 階

電話:044-200-2332、FAX:044-200-3920

連絡先

川崎市経済労働局産業政策部企画課 (電話) 044-200-2332